

東日本大震災

総務省の主な取組

消防における
震災対応

被災自治体へ
の人的支援

被災自治体へ
の財政支援

被災自治体へ
の地方税制
の対応

情報通信
における震災
対応

被災者・避
難者支援

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要①

1. 地震の概要

- ◎発生日時：平成23年3月11日（金） 14時46分頃
- ◎震央地名：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
- ◎震源の深さ：24km
- ◎規模：モーメントマグニチュード9.0
- ◎最大震度：震度7（宮城県栗原市）

2. 被害の概要

- ◎人的被害
死者：18,958人
行方不明者：2,655人
負傷者：6,219人
- ◎住家被害
全壊：127,291棟
一部破損：766,097棟
床上浸水：3,352棟
床下浸水：10,217棟
- ◎非住家被害
公共建物：14,179棟
その他：81,903棟
- ◎火災の発生状況：330件
(以上 平成26年3月1日現在 消防庁調べ)
- ◎避難者等の数：約26万7,000人 (平成26年2月現在 復興庁調べ)



【市役所より撮影（平成23年3月11日15時27分・岩手県宮古市）宮古市役所提供】

【火災発生状況（平成23年3月11日18時10分宮城県気仙沼市鹿折地区）気仙沼市役所提供】



東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要②

【県別の被害の状況】

（平成25年3月1日現在 消防庁調べ）

	人的被害			住家被害				非住家被害		火災
	死者	行方不明		全壊	半壊	一部破損	床上・床下浸水	公共建物	その他	
北海道	1		3		4	7	874	17	452	4
青森県	3	1	111	308	701	1,005			1,402	11
岩手県	5,112	1,142	211	19,107	6,599	18,601	6	500	3,868	33
宮城県	10,472	1,283	4,145	82,911	155,086	222,829	7,796	9,948	18,945	137
秋田県			11			5				1
山形県	3		45		14	1,248		8	124	2
福島県	3,263	226	182	21,235	73,388	167,239	1,399	1,117	28,731	38
茨城県	65	1	712	2,628	24,327	185,877	2,578	1,698	18,255	31
栃木県	4		133	261	2,118	73,326		508	8,541	
群馬県	1		40		7	17,679				2
埼玉県	1		104	24	199	16,617				12
千葉県	22	2	256	801	10,121	54,937	888	12	827	18
東京都	7		117	16	205	6,234		363	739	35
神奈川県	4		137		41	459			13	6
新潟県			3			17		4	5	
山梨県			2			4		1	1	
長野県			1							
静岡県			3			13	5			
三重県			1				2			
大阪府			1					3		
徳島県							11			
高知県			1				10			
計	18,958	2,655	6,219		272,810	766,097	13,569	14,179	81,903	330

消防における震災対応について①

1. 緊急消防援助隊等の活動

◎地震発生直後に、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示

(平成15年の法制化以来初めて)

- 44都道府県の緊急消防援助隊が岩手県、宮城県、福島県に向けて出動(活動費用は全額補償)
- 緊急消防援助隊の派遣延べ数 約11万人
(H23. 3/11～活動終了の6/6までの88日間)
- 厳しい活動環境下で、地元消防本部と連携し、消火、救助、救急活動等に従事し、5,064人を救出

◎地元消防本部や消防団も、県内の消防本部や消防団と連携し、住民の避難誘導や消火、救助、救急等の対応を実施。特に宮城県気仙沼市では、緊急消防援助隊とも連携し、大規模な市街地火災を消火。



【緊急消防援助隊による消火活動】



【地元消防本部による消火活動】



【消防団による救助活動】

2. 原子力発電所事故に対する活動

◎東京電力福島第一原発3号機使用済燃料プールへの冷却放水

- 内閣総理大臣から東京都知事への要請等を受け、消防庁長官から東京消防庁、大阪市消防局、横浜市消防局、川崎市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、神戸市消防局に出動を要請し、緊急消防援助隊として134隊655人が出動、合計5回 4,277tの放水を実施



【東京電力福島第一原発火災出動前】

◎被災地域の消防本部

- 原子力発電所における火災出動、住民の避難誘導や広報活動を実施しつつ、避難指示区域の消防署所から人員や車両等を移転、その後も警戒区域の一時立入の支援を実施



【東京電力福島第一原子力発電所3号機への放水】

3. 被災地における消防防災体制の充実強化

◎被災地における消防活動や消防防災施設の復旧への支援

- 消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金
 - ・東日本大震災により被害を受けたヘリポート、消防庁舎、無線施設等の消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要な経費に対し、補助金(補助率2/3)により支援
(②⑥案36億円、②⑤21億円、②④143億円、②③3次補正43億円、②③1次補正281億円)
- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
 - ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動や広域応援活動に係る出動経費を全額支援
(②⑥案0.3億円、②⑤補正1.3億円、②⑤0.4億円)



訓練塔



可搬式消防ポンプ



フローティング
ストレッチャー



ガラスバッチ



クーリングベスト

◎被災地の消防本部及び消防団に対する支援

- 双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対する支援
 - ・管轄区域の多くが避難指示区域に指定され、困難な状況での消防活動を余儀なくされている双葉消防本部からの要請を踏まえ、「**福島支援全国消防派遣隊**」として全国から消防職員を双葉消防本部に派遣
(平成25年4月1日から9月30日までの間、22消防本部から延べ195人を派遣)
 - ・双葉消防本部が基礎的な消防力を回復したことを踏まえ、平成25年10月以降は、「**双葉消防本部支援調整会議**」を設置し、**双葉消防本部への具体的な支援のあり方等を検討**
(福島県内において平成25年9月、11月及び平成26年2月に3回開催)
- 福島県における消防団の支援
 - ・福島県における消防団の活動を支援するため、救助資機材・車両等を無償貸付け
(②⑤補正0.6億円)



※写真はイメージ



油圧カッター



エンジンカッター



チェーンソー



特定小電力
トランシーバー



担架



自動体外式除細動器
(AED)



投光器

◎消防職団員への心のケア(惨事ストレス対策)や福島第一原子力発電所事故において活動した消防職員の長期的な健康管理を実施

被災自治体への人的支援等について①

1. 被災自治体への職員派遣の支援

- ◎全地方公共団体からの職員派遣の延べ数 約8万5千人
(平成24年度末まで)
- ◎全国の自治体からの派遣職員数 2,084人(平成25年10月1日時点)
※うち被災県の職員として643人、被災市町村の職員として1,441人
- ◎全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築(平成23年3月～)
- ◎被災団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費を震災復興特別交付税により措置

2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

- ◎被災自治体で震災復興のために採用されて在職している任期付職員数 1,135人(平成25年10月1日時点)
※うち被災県の職員として749人、被災市町村の職員として386人
- ◎東日本大震災の対応のために職員を採用した場合の経費を震災復興特別交付税により措置
- ◎被災団体における職員の採用情報を広報・周知

3. 全国の市区町村OB職員の活用

- ◎全国市長会・町村会の協力を得て、被災自治体で働く意欲のある全国の自治体の職員OBの情報をリスト化して被災市町村に提供するシステムを構築(平成25年1月～)
 - リスト登録人数 204人、うち採用人数 45人(平成26年1月現在)
リストを元に被災市町村で採用を実施、必要経費を震災復興特別交付税により措置

4. 民間企業等の人材の活用の促進

- ◎民間企業等の従業員の派遣数27人(平成25年10月1日現在)
※その他に、若手企業人として4名が被災自治体へ派遣(平成25年度)
- ◎被災自治体の要望を受け、民間企業や第三セクター等の職員を在籍したまま被災団体が受け入れる仕組みを整備(平成25年3月～)
- ◎被災団体が負担する民間企業等の職員の受入れ経費を震災復興特別交付税により措置。

5. 民間企業・業界団体による支援の要請

◎総務大臣が経済団体・業界団体を訪問し、被災自治体への人材支援について、直接各団体のトップに協力を要請

〔要請実績〕

25年4月23日 日本経済団体連合会 会長
 5月10日 日本商工会議所 会頭
 5月13日 経済同友会 代表幹事
 5月27日 日本補償コンサルタント協会 会長
 6月20日 全国建設業協会 会長
 6月27日 建設コンサルタンツ協会 会長
 7月 9日 全国測量設計業協会連合会 会長
 7月22日 日本建設業連合会 会長

〔民間企業・業界団体による支援実績〕

25年10月 1日 大日本住友製薬(株)から石巻市へ2名派遣
 8月19日 日本補償コンサルタント協会と岩手県大槌町との間で用地取得に係る委託契約を締結(概ね5~7名程度の人的支援に相当する効果)
 26年 1月 1日 清水建設(株)から相馬市へ1名派遣
 2月 1日 鹿島建設(株)から陸前高田市へ1名派遣

6. 国家公務員の派遣

◎平成25年12月11日までの各府省職員の派遣延べ数 約92,600人(震災発生後1ヶ月間の派遣延べ数 約2万人)

◎総務省職員の派遣延べ数 1,643人(平成25年12月11日現在)

【派遣の例】

- 震災発生直後、市町村の行政機能支援のため、岩手県、宮城県、福島県等及び県内市町村に本省職員延べ58人を派遣(うち52人は不在者投票の支援に従事)
- 震災発生直後、現地でのニーズ把握等のため、本省及び東北管区行政評価局、東北総合通信局の職員46人を派遣

7. 被災自治体における選挙の実施に対する支援

◎選挙期日の特例

- 選挙を適正に執行することが困難と認められる被災自治体の議会の議員及び長の選挙を延期する特例法を制定・改正し、該当する選挙を延期
- 延期された全団体で平成23年11月20日までに執行(57団体において、68の議会の議員及び長の選挙の期日を延期)

◎選管職員(地方公務員)の派遣

- 震災により延期されていた地方選挙の執行に当たり、都道府県・指定都市の選挙管理委員会連合会の協力を得て、岩手県、宮城県、福島県内の23市町村に、全国99団体・約160名の選管職員を派遣して、選挙事務を支援

被災自治体への財政支援について

1. 震災復興特別交付税

被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分

〈主な算定項目〉

直轄・補助事業の地方負担額、単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、地方税等の減収額

平成23年度からの交付累計額：約1.8兆円

平成23年度交付額	8,134億円
平成24年度交付額	7,645億円
平成25年度9月交付額	2,501億円

※参考：平成26年度当初予算(案) 5,723億円

2. 復興基金の創設等

◎取崩し型復興基金の創設

住民の生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、被災団体が単年度の予算に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、被災県の復興基金の設置に対し平成23年度12月分の特別交付税で措置

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

◎津波被災地域の住民の定着促進(平成24年度補正予算で措置：1,047億円)

津波の被災地域において安定的な生活基盤の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、被災9県の復興基金の積立等に対し震災復興特別交付税の増額で措置

《対象経費》住宅再建支援に要する経費

※被災者への具体的な支援内容は被災団体が決定

①土地区画整理事業等の対象外の住宅分
住宅建築の利子相当額、宅地の嵩上げ経費、移転経費

②土地区画整理事業等の対象の住宅分
住宅建築の利子相当額、移転経費

①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)
②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

③津波の被害がなかった地域

④防災集団移転促進事業で造成する土地(高台)

①建築基準法に基づく「災害危険区域」

②津波により住家の被害が生じた地域(津波浸水区域)

海

被災自治体への地方税制の対応について

1. 地震・津波対策等

◎納期限の延長・減免措置等の適切な対応を地方団体に依頼【H23/3/14通知】

◎地方税法改正【H23/4/27公布・施行】

- 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除
- 震災により滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋及び土地に対する不動産取得税・固定資産税等の軽減
- 震災により滅失・損壊した償却資産に変わる償却資産に対する固定資産税の軽減
- 震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】【H25/3/30公布・H25/4/1施行】

- 津波により甚大な被害を受けた区域として平成23年度に市町村が指定した区域内の土地及び家屋に対する平成24年度分・平成25年度分の固定資産税等の課税免除等

◎ふるさと寄附金の手続きの簡素化・国民へのPR

【新聞・ホームページ等による広報の実施】

2. 原子力災害対策

◎地方税法改正【H23/8/12公布・施行】

- 警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除
- 警戒区域内の家屋やその敷地に代わる家屋及び土地に対する不動産取得税・固定資産税等の軽減
- 警戒区域内の償却資産に変わる償却資産に対する固定資産税の軽減
 - ※ 居住困難区域内についても同様の特例(平成24年度改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】)
- 警戒区域内の自動車で用途廃止による永久抹消登録等をしたものの自動車税等及びその自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税等
 - ※ 自動車持出困難区域についても同様の特例(平成24年度改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】)

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】

- 警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する平成24年度分の固定資産税等の課税免除等

◎地方税法改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】

- 原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち各年度において市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する固定資産税等を当分の間課税免除
- 前年度の課税免除の対象区域であって、新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等を原則3年度分減額

3. 復興支援対策

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】

- ① 被災農地・警戒区域内農地に代わる農地に対する不動産取得税を軽減
 - ② 被災事業者用の仮施設整備事業の用に供する施設に対する不動産取得税・固定資産税等の非課税措置等
- ※ 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置
(事業税・不動産取得税・固定資産税)(復興特別区域法)
 - ※ 津波避難施設に係る特例・津波対策に資する港湾施設等に係る特例(固定資産税)等

※ 上記の地方税法等の特例措置による地方団体の減収分を震災復興特別交付税により措置

4. ICTによる創造的復興支援

◎被災地域情報化推進事業

- 被災自治体が抱える課題を、ICTを活用して効率的・効果的に解決する取組に必要な経費に対し、補助金(補助率1/3)を交付

平成23年度第3次補正予算	33億1,000万円
平成24年度当初予算	45億1,000万円
平成25年度当初予算	49億2,000万円
平成26年度当初予算(案)	36億6,000万円

自治体

(医療)

東北メディカル・メガバンク計画

被災県において、地域医療圏の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を支援。

(地域情報)

ICT地域のきずな再生・強化

仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供するとともに、地域のコミュニケーションを円滑化するための情報通信環境の構築を支援。

(環境)

スマートグリッド通信インタフェース導入

被災地域の地方公共団体等に対して、地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用設備等の導入を支援。

(基盤整備)

復興街づくりICT基盤整備事業

復興に向けた新たな街づくりを行う地域等に、住民生活・地域の活性化に必要なICT基盤を整備する自治体を支援。

(記録継承)

被災地域記録デジタル化推進

東日本大震災に関する写真や動画などを被災地域から国内外へ情報発信し、震災の記録・記憶を次世代へ継承するとともに復興・街づくり等に活用するため、情報通信技術を活用した震災の記録・記憶を管理するシステム(デジタルアーカイブ)を構築する被災自治体を支援。

(テレワーク)

被災地域テレワーク推進事業

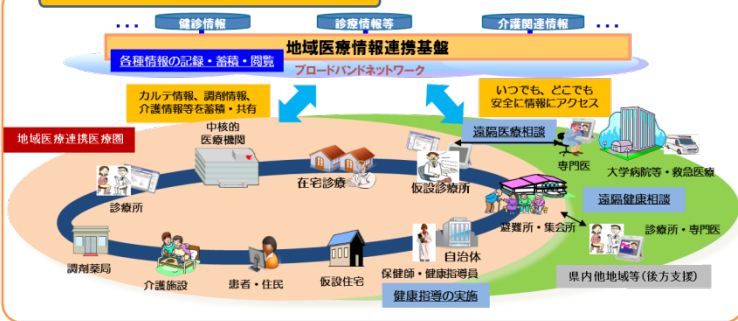
自宅や仮設住宅等でパソコンを使って仕事ができる仕組みを活用し、住民の就労を支援する被災自治体が、当該住民向けテレワークシステムを構築を支援。

支援

国

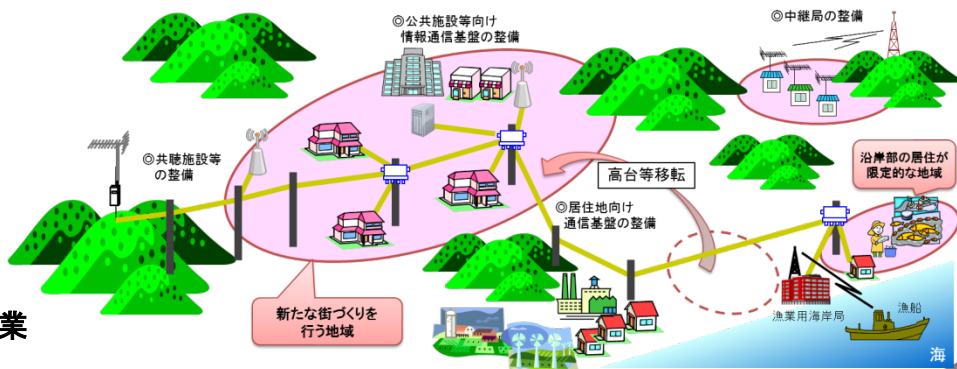
東北メディカル・メガバンク計画

地域医療情報連携基盤の構築



【復興事業の例】

東北メディカル・メガバンク計画



【復興事業の例】

復興街づくりICT基盤整備事業

1. 情報通信基盤災害復旧事業

◎復興計画に応じ、被災自治体の情報通信基盤(住民向けブロードバンド、ケーブルテレビ等の設備等)を復旧するために必要な経費に対し、補助金(補助率2/3)を交付

平成23年度第1次補正予算	2億2,100万円
平成23年度第3次補正予算	13億4,800万円
平成24年度当初予算	9億1,400万円
平成25年度当初予算	9,700万円
平成26年度当初予算(案)	2億1,400万円

2. 臨時災害放送局の開設許可

◎避難情報等被害の軽減に役立つ情報や、被災者のための生活関連情報を提供する臨時災害放送局(FM放送)が、被災28市町から申請を受けて開設。現在も14市町で運用中。(平成26年1月1日時点)

3. 地デジへの移行助成

◎福島第一原発事故により避難等の指示を受けた地域(※)の自宅に帰還する世帯等に対し、次の支援を実施。

- 地デジチューナー1台を無償給付
- 地上デジタルテレビ放送の視聴に必要な個別アンテナの工事等に関し経費を給付

(※)旧緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、特定避難勧奨地点

1. 復興支援員制度の創設

◎被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図るため、復興支援員制度を創設（必要経費を震災復興特別交付税で措置）

○13団体(3県、10市町村)において181名が活動(平成25年度)

<内訳>

- 岩手県34名
北上市1名、釜石市14名
- 宮城県68名
気仙沼市19名、多賀城市2名、東松島市5名、丸森町2人
- 福島県5名
田村市9名、双葉町6名、浪江町15名
- 長野県栄村1名



南三陸さんさん商店街(南三陸町志津川地区にオープンした仮設商店街)



仮設住宅において、見守り・ケアを行う支援員

2. 原発避難者特例法の制定

◎原発事故の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、
①市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供、②住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持、といった課題に対応する措置を制定(平成23年8月12日公布・施行)

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令によりしよりすることとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

市町村の指定(総務大臣の告示)

- ・警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定

【指定市町村】
双葉郡8町村、いわき市、田村市、南相馬市、飯館村、川俣町
(平成23年9月16日告示)

総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】
医療・福祉及び教育関係の10法律219事務(平成23年11月15日告示)

指定市町村への避難住民の情報の届出及び避難先団体への通知

- ・避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
- ・避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

避難先団体が事務処理を実施

- ・事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・国は必要な財政条の措置を講ずる

2 住所移転者に係る措置

○指定市町村・指定都道府県は、住所移転者(指定市町村以外の市町村へ転出した者)のうち申出をしたものに対し、

- ・指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する
- ・指定市町村の区域への訪問の事業
その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める

○国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする 等

4. 許認可等の有効期間の延長等

◎許認可等の有効期間の延長等に関する政令の公布・施行(平成23年3月13日)

- 有効期間が延長される許認可等、履行が一定期間猶予される義務及びこれらに関する問い合わせ先をとりまとめて公表

5. 届出避難場所証明書

◎避難住民が民間契約等の際にその避難場所について証明することを求められる事例があり、避難生活上の支障が生じないように、**避難元市町村が避難場所の証明事務を実施する場合の事務処理要領をとりまとめ、平成24年12月19日付で通知。**

6. 行政相談

◎**東日本大震災に関する行政相談受付 総件数3万684件**

(平成26年1月31日時点)

- 17管区行政評価局・行政評価事務所において、被災者が避難している地域の220か所で**特別行政相談所**を開催
- 2管区行政評価局・6行政評価事務所で**フリーダイヤル**を開設(現在は終了)

7. 全国避難者情報システム

◎平成23年4月12日に全国の都道府県・市町村に協力を要請し、全国避難者情報システムを構築

- 避難した被災者から避難先の市町村に任意に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県・市町村に提供することにより、避難者への行政サービスに係る情報提供等を実施